

嘉手納町成年後見制度利用促進に関する調査業務委託

プロポーザル実施要領

令和3年12月

嘉手納町福祉課

この実施要領は、「嘉手納町成年後見制度利用促進に関する調査業務委託」の受注者を、公募型プロポーザルにて選定するための必要事項を記載するものである。

#### 1. プロポーザルの目的

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)に基づき、嘉手納町の成年後見制度利用促進体制整備における、地域連携ネットワークのあり方や中核機関の設置検討に向けた基礎資料とすることを目的に、関係事業所、町民を対象に成年後見制度に関する認知状況、意識、制度の利用について調査を実施する。

#### 2. 業務名

嘉手納町成年後見制度利用促進に関する調査業務

#### 3. 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

#### 4. 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

#### 5. 委託料上限額

本業務に係る委託の上限は1,155,000円(消費税を含む)以内とする。

※契約の上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

#### 6. 応募資格要件

本提案に応募できる者は、以下に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 沖縄県内に本社または事業所を有し、沖縄県内で事業を展開するもの。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 嘉手納町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てを行っていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 成年後見制度利用促進基本計画に関する理解と類似事例での豊富な業務経験を有していること。

(8) 嘉手納町及びその他の行政機関から指名停止措置を受けていないこと。

※ 指名通知時点または参加意思確認時点において参加資格を有する場合であっても、契約締結までの間に参加資格を喪失することになった場合は、契約を締結しない。

(9) 嘉手納町との契約及び本事業の実施、諸条件の変更等について、協議や調整に柔軟な対応ができる者であること。

## 7. 応募手続き等

### (1) スケジュール

内容	日程
①応募書類配布開始	令和3年12月13日(月)
②質問書提出期限	令和3年12月16日(木)
③参加申込書提出期限	令和3年12月16日(木)
④質問書回答	令和3年12月20日(月)
④企画提案書の提出期限	令和3年12月24日(金)
⑤プレゼンテーション審査	令和4年1月11日(火)(予定)
⑥審査結果通知	令和4年1月12日(水)(予定)
⑦協議及び契約締結	令和4年1月18日(火)(予定)

### (2) 実施要領等の配布

嘉手納町役場福祉課 地域包括支援係(地域包括支援センター) 窓口に来所の上、直接受け取りとする(嘉手納町役場588番地 嘉手納町役場1階)。

※ 受取簿への記名・押印のため、受取者は認印を持参すること。

## 8. 実施要領等に対する質問の受付及び回答

本実施要領の内容に不明な点及び質問等がある場合は、質問書(様式2)を電子メールに添付し、下記まで送信すること。なお、メールの件名は「嘉手納町成年後見制度利用促進基本計画策定に関する調査業務委託に係る質問」とする。

### (1) 送信先

電子メール [chiikihokatsu@town.kadena.okinawa.jp](mailto:chiikihokatsu@town.kadena.okinawa.jp)

電話番号 098-956-0849

※ 送信後、必ず電話により着信確認をすること。

(2) 質問受付期限：令和3年12月16日(木) 17時まで

(3) 質問回答日：令和3年12月20日(月)までに参加者全員へ電子メールにて回答

## 9. 企画提案書等の提出

本提案の応募参加者は、提案書の提出前に次の書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②会社概要書（任意様式）
- ③企画提案書提出届（様式第2号）
- ④業務経歴書（様式第3号）
- ⑤業務実施体制調書（様式第4号）

### (2) 提出期限

令和3年12月24日（金）17時まで

### (3) 提出部数

各1部

### (4) 提出方法及び提出先

嘉手納町役場 福祉課 地域包括支援係 持参のみとする（郵送等は不可）

住所：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588 番地

TEL：098-956-0849（内線195）

## 10. 企画提案書等の取扱について

- (1) 企画提案書等は、提出期限を過ぎての変更、差し換え及び再提出は認めない。
- (2) 提出された企画提案書等は一切返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成・提出等の一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 応募資格を有しない者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (6) 応募した企画提案（プロポーザル）の著作権は、その応募者に帰属する。
- (7) 採用した企画提案（プロポーザル）の使用権は、嘉手納町に帰属する。
- (8) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出することとする。
- (9) 本件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、嘉手納町情報公開条例（平成14年7月2日嘉手納町条例第9号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

## 11. プレゼンテーション

提出された提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。

### (1) プレゼンテーションの日時及び場所

令和4年1月11日（火）時間未定

嘉手納町役場 地下展示室（予定）

詳細な日程等については、対象者に別途通知する。

(2) プレゼンテーションの時間

1 事業者あたり 30 分程度（企画提案 15 分、質疑応答 10 分、準備 5 分）

(3) 出席者

プレゼンテーションの出席者は 1 事業者 3 名以内とする。

(4) 使用備品

スクリーン・モニターのみ本庁で用意するが、その他パソコン、プロジェクタ等の使用機材、備品については、提案者にて用意すること。

(5) その他

プレゼンテーションは、提出資料を用いて行うこと。なお、提案書の要約版としてパワーポイントの利用は認める。

## 1 2. 選定方法

プロポーザル方式（企画提案書及びプレゼンテーションによる選考）

(1) 嘉手納町成年後見制度利用促進基本計画に関する調査委託事業者選定委員会（以下、「委託事業者選定委員会」という。）において企画提案（プロポーザル）による採点審査を行い、受託候補者を選定する。

(2) 一次審査にて書類による審査を行い、一次審査を通過した者に対して、二次審査にてプレゼンテーションによる審査を行う。一次審査を通過した事業者が一者の場合は一次審査の結果をもって選定し、プレゼンテーションでは事務局によるヒアリングを行う。

(3) 審査

参加表明書類、技術提案書及び提案内容に基づいたプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を実施する。

各参加業者のプレゼンテーション終了後、次のア～ウの項目により業者選定委員会が採点・審査を行い、後日すみやかに審査結果を通知する。

審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

ア．業務経歴・・・・・・・・・・・・・・・・・・配点：10／100

イ．実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・配点：20／100

ウ．企画提案の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・配点：70／100

(4) 審査結果の通知及び通知方法

通知予定日：令和 4 年 1 月 12 日（水）

通知方法：文書及び嘉手納町ホームページによる審査結果の公表

## 1 3. 委託契約の締結

委託事業者選定委員会にて選定した最上位者を受託候補者として特定し、委託契約締結に向けた協議を行う。ただし受託候補者が辞退を申し出た場合、または契約に係る協議が整わない場合は、次点の事業者と交渉を行う。

※ 契約内容及び金額については、選定業者の提案作業内容、見積書を精査し、双方協議の上決定する。

#### 14. 受託者の責務

##### (1) 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

##### (2) 再委託の禁止

受託者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。

#### 15. 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない、または満たすことができなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

#### 16. 問い合わせ先

〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588 番地

嘉手納町役場 福祉課 地域包括支援係 担当：柳

(T E L) 098-956-0849

(F A X) 098-956-0843

(E - m a i l) [chiikihokatsu@town.kadena.okinawa.jp](mailto:chiikihokatsu@town.kadena.okinawa.jp)